

**「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（案）」に対する
意見募集（パブリックコメント）結果**

令和 7 年 3 月 14 日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部

環境省環境再生・資源循環局

食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会では、合同会合におけるこれまでの検討結果を踏まえて整理された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（案）」について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、令和 6 年 12 月 27 日（金）から令和 7 年 1 月 25 日（土）まで、電子政府の総合窓口（e-Gov）等を通じて、御意見を募集（パブリックコメント）しました。

募集期間にお寄せいただいた 13 件（10 名）の御意見の概要とそれに対する合同会合の考え方につきまして、別紙のとおり整理されました。皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産・環境行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

- 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室
 担当：食品リサイクル班
 代表：03-3502-8111（内線 4319）
 直通：03-6744-2066
- 環境省環境再生・資源循環局
 総務課 リサイクル推進室
 代表：03-3581-3351
 直通：03-6205-4946

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（案）」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

（１）事業系食品ロスの削減に係る目標について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	事業系食品ロスの削減に係る目標について （１）該当箇所・P10 の 9 行目「二〇〇〇年度比で、二〇三〇年度までに六〇パーセント削減させる目標とする。」 （２）意見内容及び理由 従前から食品ロスの削減に取り組んでいる多くの事業者は、既に自社で対応可能な対策には最大限着手しているため、今後も自社の努力や創意工夫のみでこれまでと同じ削減効果が得られるとは限りません。今後も事業系食品ロス削減の取組を進めていくため、事業者が自社で対応できないような構造的な問題を特定し、国としてその解消に努めていただきたい。	食品ロス削減目標の達成については、サプライチェーン全体で取り組まなければならない課題と認識しております。 このため、事業系食品ロス削減に係る目標はサプライチェーン全体の目標としているところです。 今後の事業系食品ロス削減の推進にあたっては、個社の努力のみでは解決できないような課題について、サプライチェーン全体で取り組むよう推進してまいります。
2	p. 10, l. 12-13「二〇〇〇年度比で、二〇三〇年度までに六十パーセント削減させる目標とする。」 <意見> 事業系食品ロスの削減目標を 60%とする根拠が、過去のトレンドに基づいているのみでは、政策目標の根拠として不十分であり、再検討が必要である。削減に必要な社会全体のコストと得られる便益を比較検討した上で、最終的に実現可能かつ適切な削減割合と達成年次を設定し、それに向けた各中間年度の目標を定めるべきである。なお、最終目標として食品ロスの 100%削減は現実的ではないことを申し添える。	新たな目標については食品ロスの発生実績のすう勢を基本とする予測に加えて、今後の食品ロス削減のための取組の拡大余地や二〇二〇年度から二〇二二年度頃にかけて社会経済情勢を大きく変化した新型コロナウイルス感染症の影響やその間に起きた消費者の行動変容等を踏まえて設定するものです。

(2) 定期報告データの事業者毎の公表等について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
3	定期報告制度の運用について (1) 該当箇所 ・P12 の 21 行目「国は、食品廃棄物等多量発生事業者から報告された食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況並びに食品廃棄物の不適正処理の防止に係る取組の実施状況に関するデータを、業種・業態ごとに整理し、公表すること等を通じて、食品循環資源の再生利用等に関する食品関連事業者の意識の向上とその取組の促進を図るものとする。」 (2) 意見内容及び理由 定期報告制度の運用については、事業者の負担も十分に考慮し可能な限り簡便に行っていただきたい。また、事業者から集めたデータについては、事業者の意識向上や取組促進を目的として公表するだけでなく、十分な分析を行って業種・業態が抱える課題の特定と解消に繋げ、その取組を進めるに当たっての効果的な助成・支援の実施にも活用いただきたい。	今後、簡便な報告方法やデータのさらなる活用に向けて検討を進めてまいります。

(3) 発生抑制の推進

	御意見の概要	御意見に対する考え方
4	食品関連事業者による食品ロス削減の取組を一層推進する方策の検討について (1) 該当箇所 ・P5 の 12 行目「新たに国が各食品関連事業者の発生抑制等の取組を適正に評価する仕組み等、食品関連事業者による食品ロス削減の取組を一層推進する方策について検討する必要がある。検討に当たっては、取り扱っている食品の性状等により発生抑制や再生利用の実施しやすさが地域や業種ごとに異なる点に留意し、優良事業者の公表を基本的な方策とする。」 (2) 意見内容及び理由	事業者を含む関係者の意見を十分聞きながら、今後仕組みを検討してまいります。

	各食品関連事業者の発生抑制等の取組を適正に評価する仕組みについて、これまでの合同会議の議論では「省エネ法のベンチマーク制度」を念頭に置かれていましたが、省エネ法の対策に比べ食品ロスの削減は、事業所の所在する地域での再生利用事業者の有無、あるいは遠方にある再生利用事業者への運搬費の負担等、地域特有の課題に大きな制約を受け、事業者の自助努力だけでは取組の促進が難しいことに留意する必要があります。食品ロスの削減に真摯に取り組んできた事業者が自社では対処できないこれらの制約によって「優良ではない」と見なされることがないよう、仕組みの検討に当たっては十分に配慮していただきたい。	
5	【該当箇所】2 ページ 28-30 行目 【意見内容】「食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階において、食品ロスの削減を含め食品廃棄物等の発生の抑制に優先的に取り組んだ上で、」を「食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階において、環境と健康の両者へのコベネフィットを図るために、環境保護と健康的な食事を取り入れたプラネタリーヘルスダイエットを推進し、食品ロスの削減を含め食品廃棄物等の発生の抑制に優先的に取り組んだ上で、」に変更する。 【理由】 世界保健機関による気候変動に関する政府間パネルのレビューによると食糧需要の安定は、栄養不足と食事に関連する死亡及びリスクや栄養の質の低下、バランスの取れた食品へのアクセス減少、及び不平等による栄養不良の増加につながるとしている。また、「プラネタリーヘルスダイエット」という考え方が 2019 年にイート・ランセット委員会の報告書で提案され、1. 世界中で健康的な食事への転換、2. 食料生産方法の改善、3. 食品ロスと食品廃棄物の削減について「3 つの行動」を求めている。	ご意見として承ります。
6	(該当箇所) ・1 ページ 1～5 行目「我が国では、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号以下「法」という。）の制定当時、生産・流通段階において消費者の過度な	ご指摘については今後の参考とさせていただきます。

	鮮度志向等の要因により大量の食品が廃棄され、消費段階において大量の食べ残しが発生していた。このようにして生じた食品廃棄物等の大部分は、肥料や飼料等に再生利用することが可能であるにもかかわらず、利用されずに大量に廃棄されていた。」 (意見) 植物油製造事業者団体として、同法の趣旨については理解し、賛同するところでもあるが、歴史的にも、国際的にも油とミールはどちらも主産物であるとの業界の共通認識があり、飼料・肥料原料として安定的に利用されてきたミールが「食品廃棄物等」という分類になることについては未だ違和感のあるところ。日本標準産業分類に基づく事業者区分と主産物・副産物の区分、廃棄物処理法に基づく食品廃棄物の区分、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく食品とそれ以外の区分等に基づき、食品リサイクル法の整理がなされていることは理解しているが、今後の法制度の見直しの際には当業界の事情等もご勘案のうえ検討頂くことを要望する。	
--	--	--

(4) 再生利用等の推進施策について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	再生利用等の実施率に係る目標について (1) 該当箇所 ・P10 の 26 行目「食品小売業にあっては二〇二二年度の実施率が全体で六十一パーセントと、二〇二四年度までの目標（六〇パーセント）を達成していることから全体で六十五パーセントに、向上させることを目標とする。」 (2) 意見内容及び理由 食品小売業における再生利用については、事業所の所在する地域に再生利用事業者が存在しない、あるいは一般廃棄に比べ処理料金や物流コストが高くなるといった地域特有の課題があります。したがって、今後も実施率を高めていくため、再生利用事業者の育成、物流コストの低減といった対策の実施と事業者への支援を行っていただきたい。	再生利用実施率の向上のため、登録再生利用事業者の優良事例を再生利用事業者に周知すること等により登録再生利用事業者数の確保に努めるとともに、事業系一般廃棄物の処理料金等についての考え方や食品循環資源の再生利用等の制度等、食品循環資源の再生利用等を促進する上で参考となる情報等を整理し、地方公共団体に対してあらゆる機会を通じた情報発信を更に強化し、関係者との連携を促すこと等の取組を実施してまいります。

8	食品廃棄物の割合を多くを占めるのが、自社の商品ではなく、委託を受けて製造している PB 商品であることが食品事業者の現状かと思われます。本来その商品の所有者が排出事業者となり、その所有者の廃棄物としてカウントされるべきところ、製造委託元の廃棄物としてカウントされ、費用精算等で処理されているなど、廃棄物処理法では守られるべきところが暗黙の了解で済まされている部分があると認識しています。こういう側面を正せる内容がこの方針に反映されてほしいと思います。	食品関連事業者は食品廃棄物等を排出する場合は、排出事業者として、適正処理を行う責任を有しております。 基本方針案に記載のとおり、国は、食品関連事業者に対して食品廃棄物の適正処理に係る排出事業者責任の在り方について、継続的に周知してまいります。
9	（該当箇所） ・2 ページ 29～31 行目「食品ロスの削減を含め食品廃棄物等の発生の抑制に優先的に取り組んだ上で、食品循環資源について再生利用」 ・6 ページ 4～5 行目「まず、食品廃棄物等の発生ができるだけ抑制されなければならない。次に、食品循環資源については、肥飼料等の原材料としての再生利用を進め、」 （意見） 植物油製造業は、大豆、菜種等の油糧種子を搾油し大豆油、菜種油等の植物油を製造するとともに、搾油過程で発生する大豆ミール、菜種ミール等は飼料・肥料原料として安定的に取引されている。また、ミールの削減は搾油量の削減と同義である。こうした実態を踏まえ、行政部局作成の食品リサイクル法に関する資料においてミールは有価物と明確に位置づけられているとともに、同法においてミールの計画的な削減を要求するような運用はなされていないものと承知している。「食品廃棄物等の発生の抑制に優先的に取り組んだ上で、食品循環資源について再生利用」という原則について異論を申し立てるものではないが、植物油製造業におけるミールのように、「恒久的な需要があり現に経済的に安定して取引されている食品循環資源の発生抑制までを求めるものではない」ことを、明記していただきたい。	ご指摘については今後の参考とさせていただきます。
10	・該当箇所：3 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方向 □ 再生利用	一般論として、生活環境の保全等の観点から、廃棄物は適正に処理される必要があります。そして、廃棄物処理法の趣旨・目的に照らし、生

	・意見内容：地域の海で生まれた水産物から生じた魚介類残渣や廃棄物は、生物生産性・多様性の向上など豊かな海を目的として、適正な計画のもと地域の海へ戻し、海の生物の餌や栄養、棲家等へ再生利用する手法について追記し、推進すべきと考えます。また、その実施に向けて、廃棄物処理法や海洋汚染防止法、飼料安全法等の関係法令を必要に応じて見直すべきと考えます。 ・理由：基本方針（案）に再生利用の手法として、肥料化や飼料化等の記載はありますが、一般的に肥料化や飼料化した商品へ加工すればコスト高となり、その利用拡大に歯止めがかかります。一方、魚の切身や内臓等の水産残渣の中には、加工せずとも適切に地域の海へ投入すれば、生物の餌や栄養として有効利用できる可能性があります。また、貝殻等の水産残渣は、生物の棲家や底質改善材等として有効利用できる可能性もあります。	活環境等の保全に支障が認められる行為は不法投棄（同法第 16 条）として禁止されています。 基本方針案に記載のとおり、食品循環資源の再生利用等は生活環境の保全上支障が生じないよう適正に処理が行われることを前提に取り組まれるべきものです。 ご指摘については、ご意見として承ります。
--	---	--

（４）その他

	御意見の概要	御意見に対する考え方
11	「小盛りメニューの導入や持ち帰り容器（ドギーバッグ）の導入等の・・・」とあるが、ドギーバッグではなく貴省リサイクル推進室が推進する「mottECO」を記載するべきではないか。ドギーバッグの方が知名度がまだ高い点を考慮しても、せめて併記するべきである。	ご意見を踏まえ、P.14 の「持ち帰り容器（ドギーバッグ）の導入等」を「持ち帰り容器（ドギーバッグ）の導入（mottECO（モッテコ）運動の推進）等」に修正いたします。
12	食と健康は密接に関わっています。今日本で売られている食品は「食べ物」ではなく「食べられる物」に堕しているのは、輸出品が悉く受付拒否されていることから明らか。「食べられる」「食べたくない」物を多量に売ろうとするから剰るのであって、自給率を上げ「食べ物」が当たり前に口に入るようにすれば自ずとロスは減ります。	ご意見として承ります。
13	私たちは、この野菜が高騰する中でもなぜ皮を剥くのかを改めて考える必要があります。皮を剥く意味を考えることもなく、一切の思考を止めて皮を剥く。皮には栄養分が多いが、皮には農薬が	基本方針案において、「家庭からの食品ロスの削減のため、量り売りの利用等の食品ロスの削減に資する購買行動の率先、調理の工夫等によ

	残りやすいからと、農薬を避けるために、低農薬野菜を選ぶことなしに、皮を剥いて、1 割近い可食部を捨て、運び、燃やし埋め立てることを選んでいます。改めて、メリットデメリットを消費者が事実としてとらえ、判断して皮を剥くか剥かないかを考えるべきだと思います。もっと食べ物をリスペクトし、当たり前で食べつくす文化を取り戻すような一文を付け加えてください。皮は毒ではありません。	る家庭での食品の食べきり・使いきり等の取組を進めることが期待される」、と記載しており、国は、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の促進等により、消費者の効果的な行動変容を促す普及啓発等の取組を行ってまいります。
--	---	---

（備考）御意見の概要欄は、頂いた御意見を一部要約等したのですが、明らかな誤字・脱字、特定の個人・法人等が識別され得る情報を修正するなど、体裁を整えております。